

IATA航空危険物規則書 第65版(2024年)主要な改定

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

<p>本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、可能な限り全ての改定点を含めた。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。 注：下記参照番号(サブセクション番号)等に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第65版(2024年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、英語版 xxiii ページ)には反映されていないその他の改定点であることを表したものです。</p>		
第1章 - 適用 (Applicability)		
		特記無し
第2章 - 制限 (Limitations)		
2.3 手荷物規則関係		
2.3.2.3~2.3.2.4	追加	注に移動補助機器の輸送に関する完全な手順に関する指針のURL案内が追記された。
★2.3.5.8.1.	編集	(b)携帯電子機器(PED)のスイッチOFFから除外されるリチウム電池の含有量、ワット時定格値が追記された
2.8		政府および運航者例外規定
2.8.1	更新	政府例外規定：アルゼンチン(Argentine)、フィリピン (Philippine)が新規追加。ポーランド(Poland)が大幅変更。
2.8.3	更新	運航者例外規定：中国郵政航空(China Postal Airlines)、ヨーロッパアンカーゴ(European Cargo Limited)、フィッツエア (FITS Aviation)、チェジュ航空(JEJU Air)、瑞麗航空(Ruili Airlines Co.,Ltd)が新規追加。エジプト航空の重要な変更および他の変更あり。 注：単一容器の液体だけでなく固体もオーバーパックを要求する運航者が多数あり。
第3章 - 分類 (Classification)		
		特記無し
第4章 - 識別 (Identification)		
★表4.1.A	編集	UN2913 Radioactive material, surface contaminated objects(SCO- I) or (SCO- II), non-fissile or fissile excepted が(SCO- I)と(SCO- II)に分かれた。【JACIS記：変更マークはない】
	追加	UN2913 Radioactive material, surface contaminated objects(SCO- III), non-fissile or fissile excepted が追加された。
4.2危険物リスト		
変更等関係		
★UN2991	編集	UN2991 (64版のProper Shipping Nameが”Carbamate pesticide, liquid, toxic, flammabl ★ flash point 23°C or more”と”flammable”の”e”が脱落していたため修正された。
★UN1013	変更	UN1013,Carbon dioxide に付いていた短剣標が削除された。【JACIS記：付録AからCarbon dioxideが削除されたため】
4.4 特別規定関係		
★A16/17	編集	モデル規則の該当する特別規定番号が付記された。【JACIS記：変更マークはない】
★A86	編集	(b)「3.4.1.1.3または」の文言が削除され国連マニュアルのSubsectionが3.3.2.1.4から33.2.4に修正された。
★A174	更新	空欄(Not used)になった。
第5章 - 包装 (Packing)		
5.2.0.9	追加	(b)引火性ガスが充填される場合、水容積は1.25Lを超えないこと。旧(b)が(c)に繰下げとなった。
包装基準関係		
PI952	更新	電池および電池(a)、他の運用機器(a)に「機器(equipment)」が追加された。 電池(b),2に「乗荷物から取り外され、乗荷物と同梱されるリチウム電池」の取扱い方法が追記された。
PI954	更新	追加包装要件、包装物内に関し、(f)が追加されオーバーパック内のドライアイス合計正味量(Total net quantity)をオーバーパックの外面にマークしなければならない旨、追記された。
第6章 - 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications And Performance)		
6.0.3	更新	旧6.0.3.4、6.0.3.5が6.0.3.1、6.0.3.2になり、6.0.3.3の下に旧6.0.3.1、6.0.3.2、6.0.6.3が各々6.0.3.4、6.0.3.5、6.0.3.6に、および旧6.0.3.6以降が繰り下げられた。【JACIS記：規定の順序が変わったが内容の変更なし】
★6.4.4.4	更新	(b)文末が「または(or)」から「および(and)」に変更された。
第7章 - マーキングおよびラベリング (Marking And Labelling)		
7.1.7	更新	旧7.1.7.1 ●3個目のドライアイスの規定が7.1.7.1.1に分化した。
第8章 - 書類の作成 (Documentation)		
★8.1.6.9.1	編集	ステップ5、注 【JACIS記：64版 Addendumで追加されたUN1169/UN1197の併用経過措置の注2が削除された】
8.1.6.9.2	追加	ステップ6、(a)、注で組合せ容器の外装容器内の内装容器の情報に関しては記載が要求されない旨、追記された。
第9章 - 取り扱い (Handling)		
		特記無し
第10章 - 放射性物質 (Radioactive Material)		
★10.7.4.3.1	編集	旧、「放射性物質ラベル」が「放射性物質危険性ラベル」に更新された。
10.8.3.9.1	追加	ステップ5、A78で技術的または化学的品名が要求される場合の規定および記載例が追記された。
10.8.6	追加	図10.8.F 危険物申告書の記入一例4および図10.8.G 危険物申告書の記入一例5が追加された。
付 録 (Appendices)		
★付録A	削除	CARBON DIOXIDEが削除された。
★付録B	追加	B.2.1に「≈-Almost equal to (ほぼ等しい)」が追加された。
★付録C	編集	表C.1、注2の参照項目番号が3.4.1.2.4.3に変更された。
付録D	更新	当局一覧表：詳細が最新化された。【JACIS記：変更マークはない】
付録E	更新	E.1：販売業者一覧、E.2：UN規格容器の試験施設、いずれも最新の状態に更新された。【JACIS記：変更マークはない】
付録F	更新	F.2：販売代理店が更新された。F.3-F.5:IATA認定危険物教育訓練校は新しいCBTA Centre Programに変わった機関を含むため最新化された。【JACIS記：変更マークはない】